

国際関連情報 IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス

IFRS 財団アジア・オセアニア
オフィス活動報告IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクターたけむら みつひろ
竹村 光広

はじめに

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスでは、日本だけではなく、日本以外のアジア・オセアニア地域に関わる活動にも参画しています。今回は、アジア・オセアニアオフィスが最近関与した、アジア・オセアニア地域に関わる活動を2つほど紹介します。

シンガポール会計準則理事会訪問
及びインドネシア会計士協会主催
セミナー参加

今年3月のはじめに、シンガポールとインドネシアを訪問しました。主な目的は、インドネシア会計士協会とアセアン会計士連盟が共同で開催する国際セミナー「IFRS Dynamics 2013 and Beyond: Impact to Indonesia」に参加することです。往路にシンガポールに立ち寄り、シンガポール会計準則理事会のメンバーとも面談してきました。

シンガポールでは、理事会議長の Michael Lim 氏、理事会メンバーの Gerard Ee 氏、Ester Bay 女史、そして理事会スタッフとミーティングを持ちました。ミーティングでは、まずは、筆者から、昨年東京に設置された IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスの役割を説明

しました。次に、Lim 理事長及び理事会スタッフから、国際財務報告基準 (IFRS) に関して、シンガポールが直面している問題点の説明を受けました。その後、アジア・オセアニアオフィスがシンガポールのための、どのようなことができるかに関して、率直な意見交換をしました。今後、シンガポール会計準則理事会のスタッフがアジア・オセアニアオフィスを訪問したり、電話会議を通じて、シンガポールが直面している問題の理解を深め、ロンドンでの基準開発活動を一緒にフォローしていくことになりました。

インドネシアでは、国際セミナーの前夜に、インドネシア財務会計基準審議会及びインドネシア・シャリア会計基準審議会とディナーを持ち、その後、インドネシアで生じている IFRS 適用上の実務問題に関する討議を行いました。インドネシアはイスラム圏なので、夕食の際にはお酒は飲みません。そのため、討議は、夕食後にもかかわらず、たいへん真剣なものとなりました。

インドネシア財務会計基準審議会は、最近、2つの実務問題を IFRS 解釈指針委員会に提出しています。1つは、土地に係る権利の会計処理であり、また、もう1つは、電波塔が IAS 第40号「投資不動産」の適用対象となるかどうかという問題です。前者の土地に係る権利の

問題は、2012年9月にIFRS解釈指針委員会で結論が出ています（詳しくは、2012年9月のIFRIC Updateを参照してください）。しかしながら、インドネシアは解釈指針委員会の結論に納得していません。後者の電波塔に係る問題は、解釈指針委員会で何度も審議されており、今後、国際会計基準審議会（IASB）でIAS第40号の限定的な修正の可能性も視野に入れて議論される予定です。インドネシアは、IASBが、今後どのような方向でIAS第40号を改正するつもりであるのかに興味を持っていることがわかりました。

翌日、6月6日には、インドネシアの会計関係者数百人を招待して、インドネシア会計士協会とアセアン会計士連盟の共同開催による国際セミナーが開催されました。インドネシアは、これまで、インドネシア会計基準を2009年版IFRSに合わせるコンバージェンスプロジェクトを実施してきており、2012年に一通りの作業が終了しています。今後は、第2フェーズとして、2010年以降に発行されたIFRSとのコンバージェンスをしていかなければなりません。とりあえず、ここで一区切りということで、今回の国際セミナーは、これまでの作業の振り返りと、今後に向けての決意表明という意味がありました。

冒頭、インドネシアの財務大臣からインドネシアがIFRSを基軸として証券市場の国際化に取り組んでいくことの重要性が述べられ、これを受けて、IASBのHans議長からも、これまでのインドネシアのコンバージェンスに対する取り組みを称賛するとともに、引き続き、コンバージェンス作業を続け、将来の一定時点でIFRSを強制適用することができるよう、エールが送られました。

その後、Hans議長のスピーチに続き、筆者から「Asia Oceania Office: Assisting the Region in IFRS Global Convergence」と題した

プレゼンテーションを行いました。プレゼンテーションでは、写真等を用いて、昨年東京に開設されたIFRS財団アジア・オセアニアオフィスの概要を紹介するとともに、これまでIFRS財団内部で議論してきた、アジア・オセアニアオフィスの活動内容を説明しました。特に、その前夜に、インドネシアにおいて生じている2つの実務問題、すなわち、土地に係る権利の会計処理と電波塔に係る会計処理を真剣に討議しましたので、そのような実務問題を例にとって、インドネシアを含むアジア・オセアニア地域の人々が、IFRSの適用において生じる問題をどのように解決すべきか、また、そのためにアジア・オセアニアオフィスがどのようにお手伝いできるのかに関して、自分の意見も含めて、説明をしました。特に、このような実務問題は、会計基準の適用対象となる取引が複雑である場合に生じやすいので地域に根を下ろしたアジア・オセアニアオフィスがリサーチ活動を実施し、ロンドンのIASB及びIFRS解釈指針委員会に必要な正確な情報を提供することがいかに重要であるかを説明しました。

セミナーの午後の部は、現在、IASBが取り組んでいる収益認識とリースプロジェクトのセッションでしたが、私とHans議長は途中で



退席し、インドネシア金融庁と面談しました。インドネシア金融庁は、これまで財務省の下部組織であった証券市場監督局（Bapepam）を母体として、議会の直轄組織として新たに組成された組織です。来年には、中央銀行（Bank Indonesia）の中で証券市場に関わる業務を行っているグループも金融庁に合流する予定です。

面談では、インドネシア金融庁の議長である Muliaman D Hadad 氏にごあいさつ申し上げた後、スタッフレベルで、今後のインドネシアにおける IFRS 採用の方向性について協議しました。インドネシアは、G20 のメンバー国であり、単一セットの高品質な国際会計基準にコミットしています。そのため、インドネシア金融庁は IFRS の採用には積極的です。しかしながら、正式に IFRS をフルで採用するには、まだ越えなければならないハードルがいくつかあることもわかっています。インドネシア金融庁は、IFRS のフル採用までに踏むべきステップに関して、多くの疑問を持っていました。我々は、これらの疑問点をヒアリングし、ロンドンにいったん持ち帰ったうえで、情報を取りまとめ、インドネシア金融庁に提供することを約束しました。現在、IFRS 財団では、ロンドン本部とアジア・オセアニアオフィスとが一緒になって、インドネシアから依頼された IFRS 採用のための情報のパッケージを作成中です。

今回の海外出張を通じて、インドネシア及びシンガポールの会計基準設定主体の方々にアジア・オセアニアオフィスを紹介できたことは、今後、アジア・オセアニアオフィスが地域に根差したオフィスになるために、たいへん意義のあることでした。また、G20 のメンバーであるインドネシアから IFRS の採用に関して前向きな方針が開けたことも、IFRS 財団として大きな収穫でした。インドネシアという大国が、今後、順調に IFRS を採用していけるよう、引き

続き支援していく予定です。また、個人のレベルでは、インドネシア会計基準設定主体のメンバーと親交が深まりました。その中の 1 人とは、4 月にロンドンで再会を果たしていますし、また、夏に日本を訪問する約束もしてくれました。国際的な会計基準の設定には人的なネットワークの構築が欠かせません。今回の海外出張は、そのようなネットワークが構築できたことも成果の 1 つでした。

日本の金融庁主催「Tokyo Seminar」 でアジア・オセアニアオフィス訪問

私がインドネシアに出張している 3 月 5 日に、日本では、金融庁が主催する「Tokyo Seminar」が開催され、アジア・オセアニア地域の証券市場監督当局の方々が、IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスを訪問されました。当財団からは、IASB の鸞地理事が対応したほか、ロンドンからエクゼクティブ・ディレクターの Yael Almog と IASB 副議長の Ian Mackintosh がテレビ会議で参加し、参加者に IFRS に関する説明を行いました。プレゼンテーションでは、Yael 及び Ian から、単一セットの高品質な会計基準としての IFRS の必要性や、それを実現するための現状の課題などを説明しました。IFRS が、国際基準として認知されるに至った要因として、欧州での IFRS 採用



や米国での外国企業に対する IFRS 使用の許可と並んで、アジア・オセアニア地域で IFRS 使用拡大が大きく貢献しています。IFRS 採用の方法については、コンバージェンスとアドプションの2つの方法があり、IFRS 財団としては最終的にはアドプションを目指しているわけですが、そのためには、まだまだ越えなければならないハードルがいくつもあります。例えば、IFRS を各国の法制度に組み込むためには様々な工夫が必要ですし、また、IASB が政治からの独立性を保つことも重要です。今回の Tokyo Seminar では、アジア・オセアニア地域の証券監督局職員の方々に、これらの点を説明し IFRS の普及におけるアジア・オセアニア地域の重要性を理解いただきました。単一セットの国際会計基準を世界に普及させるためのチャレンジを、各国の証券監督局の将来のホープに直接説明でき、セミナー参加者の方からも、セミナー後のアンケートで、高い評価をい

ただけて、たいへん有意義であったと思います。

おわりに

このようにアジア・オセアニアオフィスでは、日本国内における IFRS 適用問題に対応するだけでなく、アジア・オセアニア地域の国々とネットワークを構築し、その国における IFRS の適用を支援しています。また、アジア・オセアニア地域の会計関係者の方々を、アジア・オセアニアオフィスに招待して、地域のコミュニケーション・ハブとして利用いただいています。今回ご紹介したような活動を、今後拡大していき、アジア・オセアニアオフィスが真に地域のコミュニケーション・ハブとして機能していけるようにしていきたいと考えています。